

## 多くの人が自立を望んでいます

### —ホームレスの人々—

様々な事情から、公園、道路、駅舎などでの生活を余儀なくされる人々があります。こうしたホームレスの人々の中には、きちんと就職して働きたいという自立の意志を持っているにも関わらず、就労先が見つからないという人もいますが、偏見や差別の対象になることも少なくありません。また、ホームレスの人々に対する暴力事件などもたびたび発生していますが、その根底にはこのような人々を軽視する姿勢も見受けられます。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するために2002(平成14)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が施行され、地方公共団体が就労機会や住居の確保、生活相談などの対策を講じるよう定められました。また、法律に基づき、「ホームレスの自立支援に関する基本方針」(2008(平成20)年)を策定し、国民の責務としてこの問題について理解を深めるとともに、地域社会においてホームレスの人々の自立支援等に努めるよう求められています。

\*11月の人権セミナーのテーマは「不安定雇用と貧困」です。長引く景気低迷の中で、若者の就職は厳しくなっています。たくさんの方々に参加していただいで、学習を深めていきたいと思ひます。

(参考:「人権ア・ラ・カルトーみんなで作る人権」財団法人 人権教育啓発推進センター発行)

平成24年度(後期)

## 大山町みんなの人権セミナー ⑤

さまざまな人権問題を学ぶことを通して、家庭、地域、職場、学校などの中で一人ひとりの人権が大切にされるまちづくりを進めていきましょう。

日程および内容 ※日程、内容などは講師の都合により変更になることがあります。

日 時	場 所	内 容
11月22日(木) 19:30~21:00	役 場 大山支所	「不安定雇用と貧困」 講師 生田 武志 さん (野宿者ネットワーク代表)

### ☆主催者の声

20歳~30歳の人からの「野宿している」「野宿になりそうだ」という相談が増えてきており、高校中退、卒業の若者の就職状況は過酷を極めていす。多くが非正規労働者となり、働いても何かの事情で簡単に解雇されている現状をお話していただきます。

- ①託児(対象は小学校入学までのお子さん)を希望される場合は、**開催日の4日前まで**にお子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進課に申込んでください。
- ②手話通訳を希望される場合は、**開催日の14日前まで**に人権推進課に申込んでください。

申込み先 大山町人権推進課(人権交流センター内)  
 ☎0859-54-2286/FAX0859-54-2413

③この講座は、とっとり県民カレッジの連携講座です。

【主 催】大山町、大山町教育委員会、  
 大山町人権・同和教育推進協議会

## 女性の人権ホットライン

法務省と全国人権擁護委員連合会では、女性をめぐる様々な人権問題(夫・パートナーからの暴力やストーカーなど)の解決を図るための取組みとして、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

◆専用相談電話番号  
0570-070-810

◆実施期間  
11月12日(月)~18日(日)

◆受付時間  
(平日)8時30分~19時  
(土・日曜日)10時~17時

※人権擁護委員および法務局職員が相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。